

1999年2月8日

記者発表資料

試行的象牙取引の再開が議論に

ワシントン条約常設委員会(2/8 ~2/12)開催にあたって

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目5番4号末広ビル7階

T/F:03(3595)1171 E-mail:jwcs@blue.ocn.ne.jp

野生生物保全論研究会 (JWCS)

来る1999年2月8日から12日にかけて、スイスのジュネーブでワシントン条約(正式名称:「絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約」、略称:CITES)常設委員会が開催される。

もっとも主要な議題は、一部のアフリカゾウの象牙取引を試行的に再開するかどうかの最終決定である。

象牙取引の全面再開が議論されるのではない

再開の是非が議論される象牙取引は、次のような、一部の、かつ試行的なものである。

- ・再開の対象となるのは、1997年6月の第10回締約国会議において、付属書(国際取引が禁止される種を掲載したリスト)から付属書(許可証があれば国際取引できる種を掲載したリスト)に格下げされた、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエに生息するアフリカゾウの象牙のみである。
- ・再開が議論される取引で許される輸出量は、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエそれぞれ25.3t、13.8t、20t以内に限定されており(合計59.1t)、かつそれぞれ一回だけの輸出行為による取引とされている。
- ・再開が議論される取引は試行的なものである。つまり、取引再開後、密猟や取引の傾向が慎重にモニタリングされることになっており、もし取引再開の影響で密猟や取引が増加したと認められれば、取引は停止され、かつ3国のアフリカゾウは再び付属書に格上げされる。
- ・3国以外のアフリカゾウやアジアゾウはもちろん、3国の象牙についても、今回の試行的取引によらないで取り引きされるものは、依然として違法である。

議論の焦点

常設委員会では、97年の第10回締約国会議で決定された、「第10回締約国会議で付属書に格下げされたアフリカゾウの象牙取引再開条件」(Decision.10.1)が充足されたかどうか具体的に議論される。その中でも大きな議論になると予想されるものを以下に

あげる。

1 取引再開によって、ゾウ（アフリカゾウだけでなくアジアゾウを含まれる）の密猟、取引が増加したかどうかをモニタリングできるメカニズムが整えられたかどうか。

密猟をモニタリングするメカニズムは、国際自然保護連合（IUCN）が中心となって作成している（通称：MIKE（Monitoring of Illegal Killing of Elephants））。

このメカニズムには、取引再開による密猟増加の傾向が生じたかどうかを、ごく短期間でモニタリングすることが求められている。取引再開によって起こりうるゾウへの深刻な影響を速やかに排除するためである。しかし、密猟増加の傾向などというものは、もともと長期間のモニタリングになじむものであり、短期間でそれを十分にモニタリングできるメカニズムの確立は大変困難といえる。MIKEは、この点で批判を浴びる可能性がある。

しかも、実際にモニタリング作業を行うゾウの原産国が使いやすいものでなければならない。ところが、このシステムは複雑で原産国にとっては利用しがたいとの批判がかねてから強い。昨秋に開催されたアフリカゾウ原産国会議（タンザニア、アリューシャ）では、MIKEの導入を留保する旨の意見や徹底した不満を述べる見解もあった。ケニアは、MIKEに代替するメカニズムの検討も行っているようである。アジアゾウ原産国会議（インド、バンガロール）においても、やはり不満が呈されたとのことである。

結局、常設委員会までに上記メカニズムについては厳しい議論が展開されることが予想される。

2 輸出国である南部アフリカ3国と輸入国日本が、象牙の違法取引を防止するための十分な体制を整えられたかどうか

ここでは、日本についてコメントする。

条約の専門機関（アフリカゾウ専門家パネル）は、南部アフリカ3国から象牙取引再開提案が出された際に、日本政府が象牙の国内取引規制にあたって改善すべき欠点を指摘していた（1997）。

特に重要な点として、「違法に得られた象牙から製造された製品を、合法的な象牙から作られたものから見分ける上で、小売りの規制は不適切である。現在施行されている仕組みでは、半加工象牙（例えば印材）を確実に見抜けそうにもない。在庫の物理的なチェックも含めて、より多くの立入検査が必要である。」と指摘していた。

この指摘からすれば、国内取引規制において次の2点のメカニズムが備えられている必要がある。すなわち、

- ・業者に対し、個々の印鑑等象牙製品を政府に登録させるか、あるいは自らが記録している在庫と実際に店頭にある製品の同一性を識別させ（何等かの表示が必要であろう）それを定期的に当局に報告する義務を負わせること
- ・製品から象牙材料までの取引経過に関する情報を逐次、管理しやすい形で当局に集められるようになってきていること（それによって、違法な材料から作られた製品を摘発するための効果的な立入

検査が可能となる)

(資料1 - の下図参照)

日本政府は、専門機関の指摘を受けて1999年3月から改訂した制度を施行する。しかし、そこでは、製造業者に加えて象牙印鑑(印材)の卸売業者、小売業者に対し、通産省・環境庁に業の届け出をさせ、取引経過を取引台帳に記載し保管する義務を負わせるに過ぎない。

新しい制度には、台帳に記録された在庫と、店頭に残存する製品との同一性を確認するための仕組みは全く存在しない。

また、取引経過は製造業者、卸売業者、小売業者の取引台帳を全てつきあわせる作業をしないと、象牙の流れは判明しない。業者の方から逐時の取引経過の報告がないため、取引経過をたどるためには当局が取引台帳の生データをつきあわせる作業を行っていかざるを得ない。ところが、これは現実的には不可能である。日本政府は製造業者から小売業者まで一貫して取引経過をたどるためのデータベースを備えていないし、そもそも、象牙印鑑を扱う小売業者は全国で50,000にも及ぶと言われており、データの入力作業を行うこと自体現実的ではない。結局、適時的確な立入検査を行うことは不可能であろう。

(資料1 - ~ 参照)

結局、日本は、専門機関から指摘された象牙の国内取引規制の欠点の改善はできなかったと評価すべきである。

試行的取引再開が、象牙に対する潜在的需要を刺激し、違法取引を招く危険

日本では、1980年頃、年間200万個の象牙印鑑が製造されていたという報告がある。日本は、1970年代には既に世界最大の象牙消費国となっており、年平均255トンを入力していた。さらに、1980年代(1980年~1988年)には年平均270トンを入力したのである。1984年にはアフリカ大陸全体からの輸出量の約8割に相当する量の象牙を入力した。(その結果、アフリカゾウの数は、1980年代の10年間に、134万頭から62万5000頭にまで半減した。)

このような実績のある日本であるから、今回の試行的取引再開により、印鑑を中心とした象牙需要に火がつけば、今回輸入される59.1tでは事足りるわけもなく、アフリカゾウさらに、アフリカゾウよりもより高品質な印鑑を産み出すアジアゾウの違法取引が助長されることは避けられないだろう。

(資料1 - のグラフ参照)

現実に続いている日本への象牙密輸

最近の2年間（1997年、1998年）でも、税関において象牙の密輸が摘発されている。（資料2参照）こうした例は、ほんの氷山の一角であろうが、違法取引の深刻な実態を推測させるに十分である。

・日本人によってホール・タスク（生牙）を密輸しようとして、関税法違反で摘発されたケースが1997年、1998年にそれぞれ1件ある。この事実は、違法に輸入した原材料を使おうとする製造業者が日本に存在する可能性を示唆する。

・やはり日本人によって象牙印材を密輸しようとしたケースは、1997年に1件、1998年に2件である。製造、卸売、小売の全ての流通経路に容易に紛れ込む形での密輸も試みられているのである。既に述べた日本の制度の下では、このようにして紛れ込んだ密輸品を合法的な象牙から作られたものと区別し、市場から排除することは不可能である。

野生生物保全論研究会（JWCS）の取り組み

JWCS は、次の内容を分析したレポート（英文）を常設委員会において配布する。

- ・今回の試行的取引再開が日本の象牙需要と違法取引に与える影響
- ・特にアジアゾウの違法取引に与える影響
- ・日本における象牙の国内取引規制の有効性

JWCS は、レポートの配布と共に、常設委員会の際に開催される政府代表に対する NGO のプレゼンテーションと、レセプションに参加し、政府代表に当会の意見を伝える予定である。

以上

野生生物保全論研究会

Japan Wildlife Conservation Society (JWCS)

1989年に設立され、自然科学、社会科学の専門家、市民によって運営されるNGOである。野生生物保全のフィロソフィーと実践的理論を研究し、それに基づいたアクションを行う。国内の野生生物の問題にも取り組む一方、国際的にはワシントン条約に関連する活動が主である。アジアのNGOのネットワーク「アジア野生生物保護連合」の事務局団体。

資料 2

象牙に関する 1997 年、1998 年の関税法違反事件

(大蔵省資料より)

いずれの事件も、ワシントン条約(それを施行するための外為法)で要求される許可無しに象牙を密輸しようとして、税関で摘発され、かつ処分を受けた事件である。

件数

1997 年	1998 年	1997 年と 1998 年の合計
2 件	3 件	5 件

密輸が図られた貨物の種類

ホール・タスク(生牙)	2 件
印材*	3 件
置物	2 件
合計	7 件*

* 印鑑の形に加工したもので、名前を彫る前のもの

* 処分件数の 5 件の中には、複数の種類の貨物を同時に密輸しようとしたものがある。

密輸が図られた貨物の輸出国

中国(香港含む)、シンガポールなど

密輸を摘発した税関

大阪税関、名古屋税関

処分を受けた者の国籍

すべて日本人である。

資料 1

JWCS が常設委員会で配布するレポート

”Analysis of the amended management system of domestic ivory trade in Japan”

のサマリー

資料 1 -

資料 1 -

資料 1 -

資料 1 -

資料 1 -

資料 1 -